

※ 保護者が就労等により留守家庭となる場合は、就労証明書を添付して下さい。

放課後子ども育成教室利用に関する同意書及び誓約書

1. 正当な理由なく放課後子ども育成教室の利用料（以下、「利用料」という。）を滞納しません。やむなく期日までに納付できない場合はその旨を申し出ます。
2. 放課後子ども育成教室の利用登録を削除する場合は、放課後子ども育成教室登録削除届を提出し、利用料を完納します。
3. 正当な理由がなく利用料を3か月以上滞納したときは、放課後子ども育成教室の登録を削除されても異議ありません。
4. 利用料の滞納が発生した場合は、滞納している利用料の支払いが完了するまで、広陵町長から支給を受ける児童手当および特例給付を滞納している利用料の支払いに充てることを承諾します。
5. 放課後子ども育成教室利用時は、登録申込書および時間変更届で申請した利用時間を超えて利用しません。
6. 登録している利用可能時間を超える利用が必要となった場合や利用を休止する場合は、該当する月の前月までに時間変更届または利用休止届を提出します。
7. 登録している利用可能時間を超えて利用したときは、放課後子ども育成教室の登録を削除されても異議ありません。
8. 申請児童に関するアレルギーや障がい等のクラブ運営上必要な情報であって、小学校が保有する情報の提供をクラブが受けることについて同意します。
9. 連続して2か月以上の利用休止はできないことを了承し、2か月以上連続して利用休止しようとする場合は、放課後子ども育成教室登録削除届を提出し利用登録を削除します。

【放課後子ども育成教室利用申込確認における確認事項】

- ① 就労証明書の内容について、記入者に確認させていただく場合があります。
- ② 登録選考は、「広陵町放課後子ども育成教室登録選考等に関する要綱」に基づき行われます。
- ③ 保護者の通勤時間は以下のとおりです。

父 通勤手段：☐電車☐バス☐自動車☐その他（ ）

通勤時間：片道（ ）時間（ ）分

単身赴任：☐該当 ☐非該当

母 通勤手段：☐電車☐バス☐自動車☐その他（ ）

通勤時間：片道（ ）時間（ ）分

単身赴任：☐該当 ☐非該当

その他 通勤手段：☐電車☐バス☐自動車☐その他（ ）

（ ）通勤時間：片道（ ）時間（ ）分

単身赴任：☐該当 ☐非該当

【就労証明書の添付を省略する場合】

- ☐ 同年中に行われた保育園の次年度新規入所申込みにおいて就労証明書を提出したため、添付を省略します。なお、保育園の次年度新規入所申込みで就労証明書を提出していない場合、選考時の指数が0点になることを理解しています。

上記について、確認・了承のうえ署名します。

年 月 日

保護者氏名 _____